

議事日程第3号

平成25年6月12日（水曜日） 午前10時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第42号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

日程第3 議案の委員会付託 1件

議案第42号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

出席議員（11名）

議長 谷口 鈴 男	1番 高山 由 行	2番 山口 政治
3番 安藤 雅 子	5番 柳 生 千 明	6番 山田 儀 雄
7番 加藤 保 郎	9番 植 松 康 祐	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆 子	12番 佐谷 時 繁	

欠席議員（1名）

8番 伊崎 公 介

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 額 額 久 美
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 鍵 谷 昌 孝
民 生 部 長 田 中 康 文	建 設 部 長 奥 村 悟
企 画 調 整 担 当 参 事 葛 西 孝 啓	総 務 課 長 寺 本 公 行
企 画 課 長 山 田 徹	ま ち づ く り 課 長 須 田 和 男
税 務 課 長 佐 久 間 英 明	住 民 環 境 課 長 小 木 曾 昌 文
保 険 長 寿 課 長 加 藤 暢 彦	福 祉 課 長 若 尾 要 司
農 林 課 長 田 中 宣 行	上 下 水 道 課 長 亀 井 孝 年
建 設 課 長 伊 左 次 一 郎	会 計 管 理 者 田 中 秀 典
学 校 教 育 課 長 藤 木 伸 治	生 涯 学 習 課 長 水 野 嘉 博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 辺 謙 二

議会事務局書記 渡 辺 一 直

開議の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 安藤雅子さん、5番 柳生千明君の2名を指名します。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として付議されました議案第42号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件の提案理由の説明を求めます。

議案第42号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田徹君。

企画課長（山田 徹君）

それでは、追加上程議案の説明をさせていただきます。

本日配付いたしました平成25年御嵩町議会第2回定例会追加議案の1ページをお開きください。

議案第42号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。

御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例を次のように定める。

以下、制定します条例文がございますが、概要について御説明をいたします。

第1条は趣旨規定でございます。

この7月から来年3月までの9カ月間に限り、御嵩町職員の人件費を削減する特例条例を定めるものでございます。

第2条の第1項は、一般職員の給与条例のうち1級から6級までの職員の給料月額を一律2.77%減額するというものです。

第2条第2項は、給料月額以外の給与に係る減額規定です。

まず第1号として、管理職手当は10%の減額です。次に第2号は、地域手当の算出根拠となります給料月額及び管理職手当の減額を示しています。また、第3号は、給与条例第22条にあります長期にわたる休職者の給与について、アは公務災害などの場合、イは結核性疾病や病気休暇の場合、2ページに参りまして、ウは刑事事件に関し提訴された場合のそれぞれの減額を定めています。

次に、第2条第3項は、給与条例第13条から第16条までの勤務しない職員の給与の減額、並びに時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の基礎となる勤務1時間当たりの給与額を定めるものであります。

第2条第4項は、給与条例附則第24項で規定される55歳に達した給料表6級以上の、いわゆる特定職員の給料月額、地域手当、期末勤勉手当を、さらに1.5%減額するものでございます。

また、第3条は育児休業に関する条例の特例について、第4条は修学部分休業に関する条例の特例について、それぞれ読みかえて、その勤務しない1時間当たりの給与額を定めるものです。

第5条は、御嵩町社会福祉協議会など公益法人等への派遣職員の給与について、今回の減額に応じてその支給上限額を引き下げる規定となります。

そして、3ページに参りますが、第6条は特別職である町長及び副町長の給料月額を5%減額し、第7条でも同じく教育長の給料月額を5%減額することを規定しております。

また、第8条は端数計算処理を、第9条は委任規定となっております。

附則ですが、この条例は平成25年7月1日から施行されるものです。

以上で説明を終わらせていただきますが、別冊の関係資料もごらんいただき御審議いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。ありがとうございました。

議案の委員会付託

議長（谷口鈴男君）

日程第3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています議案第42号を、質疑の上、総務建設産業常任委員会に付託したいと思います。

それでは、議案第42号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

今回上程されました給与ということになりますので、職員の皆様の生活にもかかわってくることと思いますが、職員組合の方との合意に関することについてお伺いいたします。

現在の段階で合意に至っているのかどうかを御答弁ください。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

大沢議員の御質問にお答えします。

この条例案の内容につきましては、他の自治体等の動向を見きわめておりましたので、この素案をつくるのに大変時間がかかったということで、組合への説明は今週の月曜日に行っております。ということで、時間的には非常に厳しい話でしたので、説明した上で合意に至ったという認識は持っておりません。

ただ、相手は組合ですので、なるべくラスパイレスの圧縮幅を少なくしようということで、町の減額確率について誠心誠意説明をさせていただきましたので、理解したという言葉はいただいておりますけれども、理解していただくように誠心誠意努めたという経緯でございますので、よろしく願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで議案第42号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第42号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（谷口鈴男君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、この後、20分後に総務建設産業常任委員会を開催していただき、付託事件について審査をお願いします。

次の本議会は、6月14日の午前9時より開会しますので、よろしくをお願いします。

これにて散会いたします。御苦勞さまでした。

午前10時10分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員